

令和3年度 農地利用状況調査【農地パトロール】実施概要

1 目的

- (1) 相続税納税猶予制度及び生産緑地法等の制度が適用されている農地の管理徹底を図る。
- (2) その他、耕作の用に供されていない農地の利用促進（農地の利用の最適化）を図る。

2 予定

(1) スケジュール

時期	内容
① 7月上旬	農地利用状況調査のお知らせ配布
② 7/20（7月総会）	事務局から「準備調査」報告書類等交付
③ 7月下旬から 8月中旬まで	担当地区ごとの「準備調査」実施
④ 8/20（8月総会）	「準備調査」結果を事務局に提出
⑤ 9/17（9月総会）	農地利用状況調査（「農地パトロール」）対象農地決定
⑥ 10月下旬	農地利用状況調査（「農地パトロール」）実施

(2) 日程調整（下記の内3日間 時間 9：00～12：00）

10月

（月）	（火）	（水）	（木）	（金）
18	19	20（総会）	21	22
25	26	27	28	29

(3) 実施対象農地

- ① 令和4年度に納税猶予に係る「引き続き証明」の申請が予定される農地。
→事前に指導を行うことで、円滑な証明発行を行う。
- ② 各地区の農業委員から指摘のあった肥培管理が不十分な農地、管理状況に農業委員会の判断が必要な農地。
→指導を行う。
- ③ 特定生産緑地未申請農地。
→農地の肥培状況を確認しておくことで、申請が出た際にすぐに処理ができるようにするため。

(参考) 実施根拠 (農地法抜粋)

(利用状況調査及び指導)

第 30 条 農業委員会は、毎年 1 回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査 (以下「利用状況調査」という。) を行わなければならない。

2 農業委員会は、必要があると認めるときは、いつでも利用状況調査を行うことができる。

第 32 条 農業委員会は、第 30 条の規定による利用状況調査の結果、次の各号のいずれかに該当する農地があるときは、その農地の所有者に対し、当該農地の農業上の利用の意向についての調査を行うものとする。

一 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないの見込まれる農地

二 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地